

令和2年度裾野市農業委員会3月総会 議事録

1. 開催日時 令和3年3月10日(水) 午後1時30分から午後1時50分
2. 開催場所 裾野市役所401会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 小林義彦 書記 中村健児 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

6	杉山 邦利	7	鈴木 知華
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第18号 農地法第5条の規定による農地転用届出後の事業計画変更届出に対する受理について
- (2) 報第19号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第39号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第40号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- (5) 議第41号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和2年度裾野市農業委員会3月総会を開会します。
本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。
議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、6番 杉山邦利委員、7番 鈴木知華委員にお願いします。
会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
それでは、議事に入ります。報第18号 農地法第5条の規定による農地転用届出後の事業計画変更届出に対する受理について 番号1及び報第19号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1は関連性がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。報第18号 農地法第5条の規定による農地転用届出後の事業計画変更届出に対する受理について 番号1及び報第19号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1

(議案朗読)

議長 ただ今の報第18号 番号1及び報第19号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。次に、議第39号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第39号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 宮崎慎一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、深良中学校の約400m西側に位置します。

現況は休耕地となっています。

譲り渡し人は高齢のため、農地の管理が困難となっており、申請地についても休耕地の状態となっています。

譲り受け人は太陽光発電事業を行っている事業者であり、今回の申請地を事業用地として紹介され、譲り渡し人との話がまとまったことから申請に至ったものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。

経済産業省による事業計画認定、東京電力との受給契約の手続きも進められています。

また、転用計画が実施される資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。

西側は道路、南側は宅地、北側・東側は農地に接しています。

敷地内は防草シートを設置し、6カ月に1回行う定期点検の際に、必要に応じて草刈り作業を行う計画となっています。

雨水は自然浸透とする計画で、敷地内に自然浸透枳が設置される予定です。既存の見切りで囲まれているため、隣地へ雨水が流出する恐れも少ないと考えます。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われれます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただ今の議第39号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第39号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第39号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第39号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 眞田孝三委員から議案について説明をお願い
します。

地区担当委員

申請地は、富士山南東消防裾野消防署の約350m南西側に位置します。
現況は休耕地となっています。
受人は、渡人の娘であり、現在市内のアパートに夫婦で居住しています。将来の生
活設計を考える中で、自己住宅建築について、渡人である母に相談したところ、実家
に近い農地へ分家住宅を建築すれば、農繁期には農作業も手伝ってもらえるというこ
とで話がまとまりました。
土地は、贈与により受人が取得する計画です。

申請地は水管、ガス管の2種類が埋設されている道路の沿道の区域であり、500
m以内に2つ以上の医療施設、公共施設があるため、農地区分は、第3種農地に該当
します。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準は問題ないと思
います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法
等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

西側は道路、南側は雑種地、北側・東側は渡人が所有する農地に接しています。

雨水は場内自然浸透となり、汚水は北側合併浄化槽を経由し西側道路側溝へ放流さ
れます。

申請地は、既設及び新設コンクリート見切りで囲われる計画となっており、周辺農
地への影響は少ないと思われれます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

ただ今の議第39号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第39号 番号2について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第39号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第39号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 3番 庄司健一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、富岳キッズセンターあいの50m北側に位置します。

現況は休耕地となっています。

受人は、申請地に隣接する住宅に居住し、両親と兄の4人で生活しています。兄は、障がいがあるため、車いす生活となり介護が必要な状況です。

現在の住居はバリアフリー設計となっておらず、生活に支障を来すため、既存住宅の立替えを検討しました。既存敷地では必要面積が確保できないため、隣接する農地を所有する渡人に相談したところ、土地の売買について了承が得られたため、申請するものです。

申請地の街区は宅地率が75%以上であり、40%以上を満たしていることから、宅地化の状況が省令で定める程度に達している区域であり、申請地は第3種農地に区分されます。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題はないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

西側は道路、南側は水路を挟んで宅地、西側は受人の居住する宅地、北側は農地に接しています。

雨水は場内自然浸透となり、汚水は北側合併浄化槽を経由し東側道路側溝へ放流されます。

申請地は、既設及び新設コンクリート見切りで囲われる計画となっており、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

ただ今の議第39号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第39号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第40号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第40号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

岩波郵便局から南西に約200mに位置します。

市街化調整区域の農地で、公簿、現況ともに畑です。

申請地は平成22年に貸人が相続により取得しましたが、高齢となったことから貸付を考えていたところ、義理の息子であり、これまで貸人の農業の手伝いを行ってきた借り人との間で話がまとまり、今回の申請に至ったものです。

借り人は、大和自動車電機産業を運営していますが、今後の農業参入にあたり、ブ

ブルーベリーの作付け・販売を目指すこととしました。

経営計画、耕作管理計画によると、通作に掛かる時間は自宅から6分程度で、耕作は本人と妻、娘夫婦の4人で行います。ブルーベリーの苗木は2年生を2種類、合計550本を作付けし、3年目以降から、果実やジャムなどの加工品の販売により利益を出していく計画です。

借り人の耕作面積は、1,383㎡となり貸し付けにおける下限面積を満たしています。また、農業従事日数、農機具等の問題ありません。

尚、利用権は10a当たり年30,000円の賃貸借により期間は10年間を予定しています。

ブルーベリーの作付けを行う計画です。

特に問題はないと思われしますので、ご審議をよろしく願います。

議 長

ただ今の議第40号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第40号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第41号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第41号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 市野哲也委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、新井内科クリニックから北東へ約200mに位置します。

利用権設定地は2筆とも農振農用区域の農地です。地目は、公簿、現況ともに田です。

面積は、1筆が一部の面積の利用権設定となりますが、合計で2,990㎡です。

貸人は昭和59年に相続により農地を取得し、農業を行ってきましたが、高齢となったことから農地の貸付を考えていたところ、同じ地区内の認定農業者である借人との間で、農地中間管理事業を活用し利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借受人は認定農業者であり、経営農地は約23,000㎡あり、効率的に管理されています。経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、水稻を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第41号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第41号 番号1について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
これをもって令和2年度裾野市農業委員会3月総会を閉会します。

令和3年3月10日 (会議録署名人)

6番署名人

杉山 邦利

7番署名人

鈴木 知華